

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成12年岩手県規則第101号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者兼任許可の申請)</p> <p>第3条 法第7条第3項 <u>（法第27条において準用する場合を含む。）</u> の許可を受けようとする者は、別に定める様式による管理者兼任許可申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者が、法第7条第3項の実務に従事しなくなったときは、速やかに、別に定める様式による管理者兼任廃止届に管理者兼任許可に係る許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(薬局に関する情報の報告)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>(薬局に関する情報の変更の報告)</p> <p>第3条の3 [略]</p> <p><u>（薬種商試験）</u></p> <p>第4条 法第28条第2項の試験（以下「<u>薬種商試験</u>」という。）は、<u>薬種商販売業の許可の申請のあった者について行うものとし、その実施期日、場所等は申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>（試験の科目）</u></p> <p>第5条 <u>薬種商試験を分けて学説試験及び実地試験とする。</u></p> <p><u>2 学説試験の科目は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>薬事に関する法律</u></p> <p>(2) <u>公衆衛生に関する知識</u></p> <p>(3) <u>医薬品の性状</u></p> <p>(4) <u>貯蔵方法及び取扱上の注意事項</u></p> <p>(5) <u>日本薬局方及び薬学の基礎知識</u></p> <p><u>3 実地試験の科目は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>医薬品の実物鑑定</u></p> <p>(2) <u>取扱方法</u></p>	<p>(管理者兼任許可の申請)</p> <p>第3条 法第7条第3項、<u>第28条第3項又は第35条第3項</u>の許可を受けようとする者は、別に定める様式による管理者兼任許可申請書を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けた者が、法第7条第3項、<u>第28条第3項又は第35条第3項</u>の実務に従事しなくなったときは、速やかに、別に定める様式による管理者兼任廃止届に管理者兼任許可に係る許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(薬局に関する情報の報告)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(薬局に関する情報の変更の報告)</p> <p>第5条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。